

西部スラッジセンター
3～5系焼却施設改築事業

計画段階環境配慮書

令和5年10月

札幌市

<目 次>

第1章 改築事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる 事務所の所在地	1-1
1. 改築事業を実施しようとする者の名称	1-1
2. 代表者の氏名	1-1
3. 主たる事務所の所在地	1-1
第2章 改築事業の目的及び内容	2-1
1. 事業の目的	2-1
2. 事業の名称及び種類	2-1
3. 事業の実施想定区域の位置・規模	2-1
4. 事業の内容	2-3
(1) 汚泥処理事業の概要	2-3
(2) 汚泥処理実績	2-5
(3) 廃熱発電実績	2-5
(4) 計画の概要	2-6
ア 改築の方向性	2-6
イ 施設の規模	2-6
ウ 複数案の設定と施設配置計画	2-7
第3章 事業実施想定区域及び影響想定地域の概況	3-1
1. 設定した影響想定地域及び設定の根拠	3-1
(1) 設定した影響想定地域及び設定の根拠	3-1
(2) 影響想定地域の概況	3-10
ア 自然的状況	3-10
イ 社会的状況	3-10
2. 自然的状況	3-11
(1) 地域の生活環境に係る項目	3-11
ア 公害全般	3-11
イ 大気に係る環境の状況	3-12
ウ 水に係る環境の状況	3-40
エ 土壌及び地盤の状況	3-53
オ その他	3-61
(2) 地域の自然的状況に係る項目	3-63
ア 地形及び地質の状況	3-63
イ 動植物の生息または生育、植生及び生態系の状況	3-71
ウ 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況	3-85
3. 社会的状況	3-96
(1) 地域の社会的状況に係る項目	3-96
ア 人口及び産業の状況	3-96
イ 土地利用の状況	3-98
ウ 河川、湖沼、地下水の利用状況	3-103
エ 交通の状況	3-105

オ	環境保全の配慮が必要な施設及び住宅の配置状況	3-110
カ	下水道の整備の状況	3-118
(2)	環境関係法律等に係る項目	3-120
ア	環境基本法に基づく環境基準及び類型指定状況	3-120
イ	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準の設定状況	3-129
ウ	公害の防止に関する法令に基づく地域区域の指定状況及び規制基準	3-130
エ	自然環境の保全に関する法令に基づく区域又は地域の指定状況	3-144
オ	資源等の保護・保存に関する法令に基づく区域又は地域の指定状況	3-157
カ	一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域	3-160
(3)	国及び札幌市の環境保全に関する施策に係る項目	3-161
ア	「札幌市下水道ビジョン2030」及び「札幌市下水道事業中期経営プラン2025」	3-161
第4章	計画段階配慮事項ならびに調査、予測及び評価の方法	4-1
1.	計画段階配慮事項（環境影響評価項目）の選定	4-1
2.	調査、予測及び評価の方法の選定	4-5
(1)	大気質	4-5
(2)	騒音	4-6
(3)	振動	4-7
(4)	悪臭	4-8
(5)	景観	4-9
(6)	温室効果ガス	4-10
第5章	環境配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果	5-1
1.	人の健康の保護及び生活環境の保全、ならびに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	5-1
(1)	大気質	5-1
(2)	騒音	5-14
(3)	振動	5-25
(4)	悪臭	5-33
2.	人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	5-42
(1)	景観	5-42
3.	環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	5-57
(1)	温室効果ガス	5-57
第6章	事業に係る環境影響の総合的な評価	6-1
1.	環境要素に係る総合的な評価	6-1
第7章	手続きの経過の概要及び問い合わせ先	7-1
1.	手続きの経過の概要	7-1
2.	記載内容についての問い合わせ先	7-1
第8章	その他	8-1
1.	文献及び資料の出典	8-1
(1)	事業の目的及び内容等に係る文献及び資料	8-1

(2) 事業実施想定区域及び影響想定地域に係る文献及び資料	8-1
(3) 環境配慮事項ごとの調査、予測及び評価に係る文献及び資料	8-4